

家畜衛生週報

ANIMAL HYGIENE WEEKLY

No.3185 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2012.1.9

・「農業資材審議会 飼料分科会 家畜栄養部会」の開催及び一般傍聴について	9
・北海道における家畜伝染病予防法改正に伴う対応	10
・家畜衛生レポート（福井県より）	14

☆「農業資材審議会 飼料分科会 家畜栄養部会」 の開催及び一般傍聴について （平成 23 年 12 月 26 日付プレスリリース）

農林水産省は、「農業資材審議会 飼料分科会 家畜栄養部会」を平成 24 年 1 月 23 日（月曜日）13 時 30 分から農林水産省共用第 6 会議室において開催します。当部会は公開です。なお、カメラ撮影は会議冒頭のみとします。また、当該会議資料は会議終了後ホームページで公開いたします。

1. 概要

飼料の公定規格（昭和 51 年 7 月 24 日農林省告示第 756 号）には、飼料の種類ごとに栄養成分量の最大量・最小量、栄養成分の分析法、栄養価の計算方法などが定められています。

また、飼料品質表示基準（昭和 51 年 7 月 24 日農林省告示第 560 号）には、栄養成分量、原料又は材料などの飼料の品質について表示すべき事項などが定められています。

今回の「農業資材審議会 飼料分科会 家畜栄養部会」では、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（昭和 28 年法律第 35 号）第 26 条第 6 項及び第 32 条第 2 項の規定に基づき、環境負荷低減型配合飼料の公定規格及び飼料品質表示基準の設定、新たな飼料原料の可消化養分総量及び代謝エネルギーの設定等について審議します。

これまでの当部会飼料については、以下の URL でご覧頂けます。

また、今回の会議資料は、会議終了後に同 URL で公開いたします。

<http://www.maff.go.jp/j/council/sizai/siryou/index.html>

2. 開催日時及び場所

日 時：平成 24 年 1 月 23 日（月曜日）13 時 30 分から 17 時 00 分

場 所：農林水産省 共用会議室 第 6 会議室
（本館 7 階 ドア番号 768）

所在地：東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1

3. 議題

1. 飼料の公定規格の改正
2. 飼料品質表示基準の改正
3. その他

4. 傍聴可能人数

20 名を予定しております。

5. 傍聴申込要領

（1）申込方法

農林水産省ホームページ又は FAX によりお申し込みください。（電話でのお申し込みはご遠慮ください。）

「家畜栄養部会傍聴希望」とお書きの上、傍聴希望者の所属、役職、氏名、連絡先（電話番号、FAX 番号又は電子メールアドレス）を添えて申し込みください。

車椅子の方、盲導犬、聴導犬又は介助犬をお連

れの方、手話通訳を希望される方は、その旨をお書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。(複数名お申し込みの場合もお一人ずつ記載事項をお書きください。)

・農林水産省ホームページ

<https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/aaa4.html>

・FAX 送付先

03-3502-8275

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課宛て

(2) 申し込み締切り

平成 24 年 1 月 18 日 (水曜日) 17 時 (必着)

(3) 申し込みの打ち切り

傍聴希望が多数の場合は、傍聴の申込を途中で締め切らせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

傍聴の可否については、1 月 19 日 (木曜日) 18 時までに当方から FAX 又は電子メールにてご連絡いたします。傍聴可能な旨の連絡を受け取った方は、当日、受付において、当該 FAX 又は電子メールを印刷したもの及び身分を証明するものをご提示ください。

6. 報道関係者の皆さまへ

報道関係者で取材を希望される方には、別途席をご用意いたしますが、資料準備等の関係上、当省ホームページ又は FAX により、平成 24 年 1 月 18 日 (水曜日) 17 時までに傍聴と同様にお申し込みください。その場合は報道関係者である旨を必ず明記ください。

7. その他

傍聴に当たっては、以下の以下の留意事項を遵守してください。遵守されない場合は、傍聴をお断りいたします。

1. 事務局の指示した場所以外には立ち入らないこと。
2. 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴すること。
3. 会議室内での飲食及び喫煙は行わないこと。
4. 傍聴中は静粛を旨とし、以下の行為を慎むこと。
 - ・委員、臨時委員及び専門委員並びに意見公述人の発言に対する賛否の表明又は拍手
 - ・傍聴中の入退室(ただし、やむを得ない場合は除く。)
 - ・写真、動画等の撮影、ボイスレコーダー等による録音

・新聞、雑誌その他議案に関係のない書籍類の読書

5. 銃砲刀剣類その他危険なものを議場に持ち込まないこと。
6. その他、部会長及び事務局職員の指示に従うこと。

☆北海道における家畜伝染病予防法改正に伴う対応

1 はじめに

一昨年(2011年)の宮崎県における口蹄疫の発生状況や一昨年(2011年)11月以降の高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえて、家畜伝染病の「発生予防」、「早期発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いて防疫対応を強化する観点から、昨年(2012年)4月に家畜伝染病予防法(以下、家伝法)が改正され、昨年(2012年)10月1日から完全施行となった。

特に平成16年に制定された「飼養衛生管理基準」については、今回の改正によりその内容が畜種毎に定められ、あらたな項目の追加や飼養衛生管理状況の報告、一定症状の届出が家畜飼養者への義務として定められた。

周辺諸国における口蹄疫等の発生状況を踏まえると、今後ともわが国に悪性伝染病の侵入するリスクは高いことから、水際防疫に加え、農場段階における侵入防止対策が重要である。そのためには、家畜飼養者はもとより行政と関係機関等が一体となった取組が必要である。本稿では、今般の法改正に伴う北海道における対応について紹介する。

2 北海道(本庁)の対応状況

(1) 完全施行前(～10月1日)

① 家畜保健衛生所長会議の開催

9月14日に、全道の家畜保健衛生所長を参集した所長会議を開催、法改正に係る課題等について協議、対応方針を決定し、速やかに法改正の内容等について生産者へ周知を図ることとした。

② 畜産関係者等への周知

ア 市町村への周知

本庁段階では、パブリックコメントが開始された段階で、北海道市長会事務局及び北海道町村会へ情報提供を行うとともに、各市町村への周知を依頼するとともに特段の意見があれば提出するよう依頼した。

イ 関係団体への周知

ホクレン農業協同組合連合会、北海道農業協同組合中央会、北海道農業共済組合連合会等の関係団体へパブリックコメントが開始されたことの情報提供を行うとともに、傘下の農協等へも周知するよう依頼した。

(2) 完全施行後(10月1日～)

① 規則等の一部改正

ア 家畜伝染病予防法施行細則の改正

道では、法の完全施行に併せ、9月30日付けで家畜伝染病予防法施行細則(昭和48年北海道規則第51号)の一部を改正した。改正の主な内容は、法第61条の家畜保健衛生所長(以下「家保所長」)への事務の委任が拡大されたことに伴い、法第12条の4の規定による定期の報告の受理等の事務について、家保所長へ事務委任したことなどである。

イ 北海道事務決裁規程の改正

道では、北海道事務決裁規程(昭和41年北海道訓令第3号)についても、一部改正を行い、法の第5章に規定される病原体の所持等に関わる事務、法第13条の2第4項に規定される家畜防疫員に検体を採取させることや同条第7項に規定される判定の結果を所有者に通知する事務などについて家保所長の専決事項とした。

ウ 家畜伝染病予防事業事務取扱要領の改正

道では、10月3日付けで家畜伝染病予防事業事務取扱要領(昭和48年5月2日畜産第727号農務部長通知)の改正も行った。主な改正内容は、飼養衛生管理基準に関し、法第12条の5に規定される指導及び助言の規定を追加、法第12条の4に規定される家畜の所有者からの報告について、家畜保健衛生所(以下「家保」)で取りまとめの上、本庁に報告することなど事務手続を定めた。

② 畜産関係者等への周知

ア 市町村への周知

本庁段階では、完全施行に併せ、北海道市長会事務局及び北海道町村会へ情報提供を行うとともに、各市町村への周知を依頼した。

イ 関係団体への周知

ホクレン農業協同組合連合会、北海道農業協同組合中央会等の関係団体へ情報提供を行うとともに、家畜飼養者への指導について、傘下の農協等へ周知するよう依頼した。

ウ 関係団体での講習会

道内の乳業メーカーの団体である(社)北海道乳業協会や道内養豚農家の団体である一

般社団法人北海道養豚生産者協会、道内の採卵鶏農家の団体である北海道養鶏会議等で、法改正に係る講習会を開催した。

エ 家畜保健衛生総合検討会の開催

10月には、業績発表会に併せ、「アジアと日本の家畜防疫」をテーマとしたシンポジウムを開催、「韓国の改正家畜伝染病予防法」や「我が国の改正家畜伝染病予防法と今後の家畜防疫体制」等について専門家の講演、総合討論を行った。

③ 防疫演習の開催

道では、11月4日、約330名の畜産関係者が一堂に会し、十勝で北海道口蹄疫防疫演習を開催した。防疫演習では、法改正の講義を行うとともに、生きた牛を用いた殺処分作業や重機を用いた掘削作業等について訓練を行った(詳細は、地域の対応状況で後述)。

④ 広報

道のホームページに法改正の内容等について掲載するとともに、法第12条の4に基づく定期報告について、報告締め切り前の11月下旬及び12月上旬に道内主要新聞に広報掲載し、報告を促すこととしている。

さらに、地上デジタル放送のデータ放送(HTB北海道放送)でも報告が必要な旨広報することとしている。

⑤ その他

法第60条の2の範囲が拡大されたことに伴い、「炭疽防疫マニュアル」の一部改正や、防疫指針の改正に伴う「高病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアル」の一部改正を行ったところであり、現在「口蹄疫防疫対応マニュアル」の改正作業を進めている。

また、獣医師を対象に口蹄疫の特定症状の早期発見・通報を促すための「口蹄疫及び類似疾患カラーアトラス(全20ページ)」を印刷し、配布した。

3 地域(家畜保健衛生所)の対応状況

道内には、14か所の家畜保健衛生所(以下、家保)が所在するが、本稿では本道の酪農・畜産の主要地帯である十勝家畜保健衛生所管内の対応状況を事例として紹介する。

(1) 十勝管内の概況

十勝管内は、19市町村で構成され、乳用牛、肉用牛飼養農家あわせて約2,600戸、41万頭で全道の戸数で約24%、頭数で約30%を占める酪農・畜産地帯である。そのほか養豚32戸45,000頭、採卵鶏18戸約110万羽となっている。管内では、

平成12年に口蹄疫が確認され、発生農場における防疫措置や制限区域内に設置した消毒ポイントにおける車両の消毒など管内の市町村、関係者が一丸となってまん延防止のために取り組んだ経験があり、日頃より地域の家畜自衛防疫組織（以下、自防）が中心となり家畜の伝染病の侵入・まん延防止に対する意識が高い地域である。

このようなことから、家保では今回の家伝法改正を機にさらなる地域の家畜自衛防疫体制の強化を図ることが重要であると判断し、家畜防疫を行政が全てを担うのではなく、自防が中心となって家畜飼養農場や関係者への周知とともに万が一に備えた初動体制の整備を促すこととした。

(2) 家畜自衛防疫組織の取組

管内共通の防疫方針の決定や基本となる活動は、行政（十勝総合振興局、十勝家畜保健衛生所）と「十勝管内家畜自衛防疫推進協議会（構成員：各市町村自防疫組合、管内畜産関係団体）事務局：十勝農業協同組合連合会」（以下、推進協）とが連携して行っている。

また、各市町村の自防は、日頃からワクチン接種事業のみならず、それぞれ独自に家畜飼養農場への資料の配布、講習会・研修会の開催などの伝染病の侵入防止に向けた啓発活動や定期的な畜舎消毒のほか、緊急用防疫資材の備蓄や防疫対応マニュアルの整備など万が一に備えた対応を行っている。

以下、一昨年来より推進協及び自防で行っている防疫活動の一部の事例を紹介する。

① ラミネート版リーフレット

昨年2月に「口蹄疫の侵入防止に備えた全国一斉防疫点検」を実施したところ、100%の牛、豚飼養農場が必ずしも口蹄疫の特定症状を理解していないことが判明した。そのため推進協では、口蹄疫を疑うような事例の早期発見を促すため、畜舎に貼ることが可能で、特徴となる症状の画像を掲載したラミネート加工のリーフレットを全戸に配布した。



② 立入禁止看板の設置

農場入口には、これまでも部外者侵入禁止の立て看板等が設置されていたが、家伝法改正に伴い、あらためて鹿追町をはじめ数町村では、看板



を配布している。

③ 農場出入口の消石灰の散布

農場出入口では、消石灰を散布する（消石灰帯）とともに、看板で入場者への消毒の呼びかけを行っている。また、大型肉牛牧場では、車両消毒装置を設置しているところもある。昨年10月に調査した管内における農場出入口の車両消毒（消石灰帯を含む）の実施状況では、常時実施しているのが、乳用牛（46.8%）、肉用牛（52.4%）、豚（62.7%）、家きん（63.6%）となっており、今後、さらなる周知と啓発が必要である。



農場出入口の消石灰帯（土幌町）



大型肉牛農場の車両消毒装置（清水町）

④ 畜産関係車両への薬液噴射装置の装着

農場に出入りする車両の消毒を安易にするため、運転席で操作が可能な薬液噴射装置が管内の多くの集乳車に装着されている。また、飼料運搬車や家畜人工授精師の車両にも設置されている事例がある。この装置は、すでに全道で大型車300台、乗用車100台ほどに装着されており、その大半が十勝管内となっている。



人工授精師の車両に装着した自動車用薬液噴射装置と手持ち消毒ノズル（豊頃町）



車両の薬液噴霧装置

⑤ 農場への入場者の記録用紙の配布

家伝法の改正に伴い、昨年5月土幌町では管内でいち早く全飼養農家に対して、記録用紙を配布し、出入りする者の記録管理を開始した。その後、10月以降に配布した市町村も多い。

訪問日	訪問者名	訪問時間	訪問内容
1/10	山田 太郎	10:00-11:00	農場訪問
1/11	山田 太郎	10:00-11:00	農場訪問
1/12	山田 太郎	10:00-11:00	農場訪問
1/13	山田 太郎	10:00-11:00	農場訪問
1/14	山田 太郎	10:00-11:00	農場訪問
1/15	山田 太郎	10:00-11:00	農場訪問
1/16	山田 太郎	10:00-11:00	農場訪問
1/17	山田 太郎	10:00-11:00	農場訪問
1/18	山田 太郎	10:00-11:00	農場訪問
1/19	山田 太郎	10:00-11:00	農場訪問
1/20	山田 太郎	10:00-11:00	農場訪問
1/21	山田 太郎	10:00-11:00	農場訪問
1/22	山田 太郎	10:00-11:00	農場訪問
1/23	山田 太郎	10:00-11:00	農場訪問
1/24	山田 太郎	10:00-11:00	農場訪問
1/25	山田 太郎	10:00-11:00	農場訪問
1/26	山田 太郎	10:00-11:00	農場訪問
1/27	山田 太郎	10:00-11:00	農場訪問
1/28	山田 太郎	10:00-11:00	農場訪問
1/29	山田 太郎	10:00-11:00	農場訪問
1/30	山田 太郎	10:00-11:00	農場訪問

農場訪問記録にご協力ください

平成22年に管内で10年ぶりに発生した口蹄疫は、経年まで約29万頭の家畜が感染分される重傷の事態となり、飼育もアジア各国では話題を賑わい続けております。口蹄疫はどの動物も感染し得る病気であり、(野生の動物)と「早期の検出・通報」、「早期対応」が重要であることから、管内の家畜衛生が保たれた場合の今後の対策にむかいます。農場訪問者の記録を平成23年度より開始する事と致し申し上げます。家畜防疫は畜舎内のみならず、全ての飼育者の協力が必要ですので、ご協力をお願いします。訪問日時、氏名、住所などを後述の記録簿に必ずご記入下さいませ。宜しくお願い致します。

監 査
土幌町家畜自衛防疫対策連絡協議会・土幌町・JA土幌町

⑥ その他

上記の取組のほか、消毒用装備を搭載した家畜防疫車を整備し、農場の定期的な消毒の実施や防疫衣等の緊急用防疫資材を備蓄、防疫対応マニュアルを整備している市町村もある。



本別町が整備した家畜防疫車

(3) 家畜保健衛生所の取組

十勝家保では、家伝法の改正の柱となった、「発生予防」、「早期発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」のそれぞれに重点となる対応方針を定め、管内の飼養者、関係者への普及啓発に取り組んでいるところである。

① 「発生予防」に関すること

ア 家伝法改正に係る説明会等の開催

家伝法が改正された昨年4月以降、家保では様々な会議、研修会等を通じて改正内容についての説明を行っており、また、地域の自防からの依頼に応じて職員を講師として派遣している。特に日頃家畜飼養農場に出入りする市町村、農協などの関係団体の様々な立場の者が法の趣旨を理解することが、組織的、地域的な防疫体制の強化につながることから、念入りに説明を行っている。説明会はこれまで或いは今後の予定も含め40か所で開催(予定)しており、参加者は、市町村、農協、NOSA I、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者、家畜運搬業者、動物用医薬品販売業者、乳業会社、大学、家畜飼養者となっている。

イ 「飼養衛生管理基準ハンドブック」の作成

改正された「飼養衛生管理基準」を理解してもらうため、推進協と連携しそれぞれの項目についての解説、Q&A、具体的な事例、消毒の方法を記載したハンドブック(A5版全43ページ)を作成し、関係者に配布し

病原体から大切な家畜を守るための「飼養衛生管理基準」ハンドブック

十勝管内家畜自衛防疫推進協議会
監修:北海道十勝家畜保健衛生所

た。なお、ハンドブックには、具体的な事例として飼養者が取り組みやすい管内の代表的な事例を記載した。また、寒冷地特有である冬場の消毒方法についても掲載するなどの工夫を凝らした。

ウ 冬季の消毒方法に関する検討

家伝法の改正により、家畜の所有者に農場に出入りする車両や人の消毒が義務付けられた。しかしながら寒冷地である冬季の消毒方法については、これまで大きな課題であった。そのため、消毒剤と凍結防止剤混和による消毒効果や消石灰等の屋外散布によるpH等影響を検証した。この結果については、10月の道主催の家畜保健衛生業績発表会で報告した。また、本年2月開催の北海道・東北ブロック家畜保健衛生業績発表会での発表も予定している。

エ 大学との連携

昨年4月、帯広畜産大学に「家畜防疫研究室」が設置された。本研究室は、今後、十勝をモデルとした疫学手法による防疫実証の研究や家畜防疫専門家の育成、畜産衛生に関する研究成果の情報発信を行うこととしており、本研究室のアドバイザーとして家保のほか十勝NOSA I、十勝農協連が参画している。家保では今後大学と連携し、大学農場を飼養衛生管理基準のモデル農場としての紹介や将来、家畜衛生を目指す専門家の育成のための学生への特別講義や学内での防疫演習の実施を予定している。

② 「早期発見・通報」に関すること

管内には、産業動物に従事する獣医師が約300名おり、これら獣医師に特定症状に関する早期発見・通報を周知するため、獣医師会と連携し、管内6ブロックにおいて家伝法の改正と特定症状の届出に関する説明会を実施している。

③ 「迅速・的確な初動対応」に関すること

万が一の発生に備え、市町村、関係機関・団体が迅速な対応ができるよう、昨年本年管内では、実地・体験型の「2011家畜伝染病総合訓練」を実施した。第1回目の9月28日には、制限区域内での防疫作業(消毒ポイント)として管内関係者や自衛隊、北海道警察の協力を得て約150名が参加し、消毒ポイントの設営・運営に係る机上演習(作業シートを用いた組織作り、資材の算出、人員配置、見取り図作成)と実地作業(出席者が参加した町村自防所有の動力噴霧器を用いた車両消毒の実演)を行った。

また、第2回目として11月4日に「全道口蹄疫防疫演習」を管内で開催した。参加者は約330名で家伝法改正の講義の後、生きた牛や大型重機

を用い、農場内の防疫作業（牛の保定、殺処分のデモンストレーション、畜舎消毒）、埋却、消毒ポイントでの車両消毒を実地体験してもらった。この演習については、DVDに収録し、後日全道の市町村等に配布することとしている。



設置場所の検討



設置見取り図



一般車両の消毒



飼料運搬車の消毒

さらに3回目は本年1月末に3か所において市町村対策本部の設置と初動対応（制限区域、消毒ポイントの設置、資材準備、人員配置等）の訓練を予定している。



改正家伝法の講義



作業場所への移動



牛の保定作業



大型重機を使用した埋却の実演

4 むすび

以上北海道における家畜伝染病予防法改正に伴う対応について述べてきたが、近隣諸国では、継続して口蹄疫の発生を見ており、人や物流がグローバル化している現代では、依然予断を許さない状況が続いている。

今後も、道としては、農場段階での防疫の徹底を基本として、改正された家畜伝染病予防法について、さらに家畜飼養者へ周知を図るなど、関係機関・団体と一体となって、発生の予防に努めていくこととしている。

☆家畜衛生レポート（福井県より）

福井県家畜保健衛生所

福井県でも畜産農家の高齢化が進み、年々少しずつですが廃業する畜産農家も出ています。

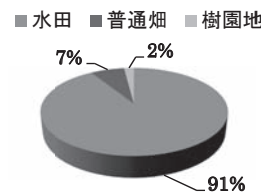
厳しい状況にある福井県の畜産ですが、現在家畜伝染病の予防と併せて「畜産農家が少しでも元気が出る」ように県や畜産農家・耕種農家が色々な取り組みや支援を行っていますので概要を紹介します。

●水田を活用した自給飼料生産拡大

福井県では、1944年の新潟県から選ばれた雑種第三代の種子の一部（20粒とも伝えられる）を譲り受け、福井農事改良実験所（現在の農業試験場）で育成・研究の結果、1956年に福井県で品種登録が行われ、コシヒカリ（農林100号）が誕生しました。

農業試験場には「コシヒカリの里」の石碑があり、県内の耕地面積の約91%を水田が占める現在でも稲作が盛んな県です。

平成22年度耕地面積割合

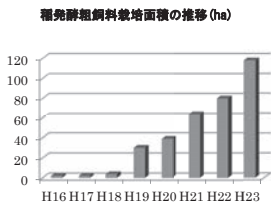


しかし、長年の水田転作の実施により、近年は転作作物（福井県は大麦と大豆またはそばが主流）の収量が減少してきていたことと水稲の家畜の飼料化を推進する国の政策の後押しもあり、昔から稲わらは牛の飼料として利用されていましたが、新たな地域の水田の活用方法として稲ホールクロップサイレージ（稲WCS）、飼料用米、モミソフトグレンサイレージ（モミSGS）の「安全で安価な県産飼料」の生産が増え、県内の畜産農家で利用されています。

1 稲WCS

稲WCSについては現在、県内で4か所の農業生産法人等に稲WCSの専用収穫機が、5台導入され、それぞれの作業体形に合わせて食用品種のハナエチゼン（早生）、コシヒカリ（中生）や専用品種のハマサリ等が栽培されています。

栽培面積も、平成16年の2haから平成23年には、118haへ作付が拡大し、平均で1ロール3,500円（約300kg、運賃別）で取引されています。



水田にある稲 WCS のロール



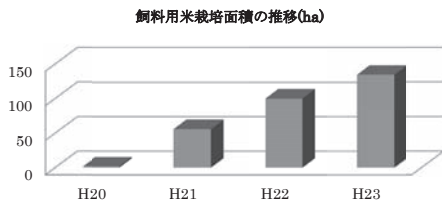
モミSGSとモミSGSが詰まったフレコンバック

2 飼料用米

飼料用米については、平成20年の2haから取り組みが始まり、今年度は、135haまで拡大しています。

農業試験場に依頼した飼料用米専用品種の試験では、「北陸193号」が収量も含めて良好な成績でしたが、稲作農家が水田での漏生モミを心配していることもあり、ハナエチゼン・コシヒカリ等の食用品種が利用されています。

現在では、酪農家6戸・肉用牛（繁殖含む）8戸・養豚3戸・採卵鶏10戸・肉養鶏1戸・山羊1戸と幅広く利用されており、「福井県産のお米」を食べた卵や豚肉というキャッチフレーズで販売され人気を博しています。



直売所で販売され人気のお米卵

3 モミSGS

昨年度から本格的に、県内1か所の農業生産法人で、モミの粉碎機を導入し、畜産試験場の技術協力を受けながら3.1haでモミSGSの製造を開始しました。

今後、2戸の酪農家と1戸の肉用牛農家へ供給される予定です。



導入された粉碎機

●本県畜産農家の6次産業化への取組

本県においても、6次産業化に取り組む畜産農家が増えており、23年11月現在で酪農家8戸、肉牛農家2戸、養豚農家2戸、養鶏農家3戸、山羊農家1戸の計16戸で自らが生産した畜産物を使って加工販売を行っています。

その商品も焼き肉用牛肉・豚肉を始め、豚肉を使った惣菜、直売所の野菜を生地に混ぜたジェラート、ジャージー牛乳のソフトクリーム、チーズケーキ等多種多様な「畜産農家自慢の商品」が販売され、一部は学校給食へも提供されています。



県外からも人気のケーキ屋さん 直売所を併設したジェラート

また、店の立地条件も様々で、福井市中心街、県内有名観光地・温泉街、畜舎周辺と畜産農家のこだわりで場所が選ばれています。

売上も数百万円を超えるものが多く、中には約8千万円の販売額がある店もあります。



温泉街にある焼き肉店



福井市中心街西武デパートに隣接するジェラート店

●若手酪農後継者支援

昭和53年に、乳牛の改良に熱心な当時の若手酪農家が集まり「福井県青年ホルスタイン同志会」が設立されました。

昭和60年には、会員も年齢を重ねたことから「福井県ホルスタイン改良同志会」に名称を変更し、現在も活動を続けています。

設立当時からの「繁殖障害の検診などで酪農家に一番近い職場の職員」との要望で、現在

まで家畜保健衛生所の中堅職員が順次事務局を担当しています。

出品牛を繋ぐための杭のショベルカーで打ち込みや草刈、協力金集め等会員が東奔西走し、昭和53年10月に手作りの「第1回福井県ホルスタイン共進会」が開催され、平成21年10月の「第25回ホルスタイン共進会」まで続きました。

さらに、昨年からは、会員にジャージー種を飼養する酪農家が入会したことと昔からの会員の後継者に世代が交代してきていることから、名称を「第1回福井県乳牛共進会」に改め、若手後継者が中心となり10月に開催されました。

家畜保健衛生所は、事務局として共進会開催の裏方の役目を果たしています。



第1回乳牛共進会



報道取材

●重大な家畜伝染病発生に備えた防疫訓練の実施

本県の口蹄疫と高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の防疫マニュアルでは、知事を本部長とする県対策本部を県庁に、県内に7か所ある農林総合事務所(農業改良普及センター、林業、農業土木からなる組織)に現地対策本部を設置することになっています。

県全体の防疫訓練については、平成16年から県対策本部・現地対策本部の構成員、所轄警察署、土

木事務所、畜産関係団体を集め、殺処分・防護服の着脱・車輛消毒等の防疫訓練を年1回実施しています。

平成16年には、畜産試験場での発生を想定した、知事を本部長とする県対策本部と現地対策本部の連携確認を行いました。



平成16年の知事も参加しての訓練 自衛隊員も参加しての訓練

また、昨年9月の防疫訓練には、初めて陸上自衛隊金沢駐屯地からも参加してもらいました。

さらに、昨年度には県内で最大の養鶏場(25万羽飼養)で発生した場合の防疫資材の備蓄を予算化しました。

それに併せて、各農林総合事務所に初動防疫に備えて1台ずつ動力噴霧器も整備しました。

昨年度から各農林総合事務所で、家畜保健衛生所も参加しての防疫訓練を実施しています。



各農林総合事務所での防疫訓練

通信

成人式も過ぎ、お正月気分も抜けた頃でしょうか。

辰年は、龍が天に昇るように、成長の年です。昨年は大震災や原発事故で、日本国民全体が大変な年でしたが、今年は災厄を絶つ(辰)年、繁栄に向けて発つ(辰)年になるようにしたいものです。一方、コンピューターの2000年問題で始まった12年前の辰年は、宮崎県と北海道において我が国で92年ぶりとなる口蹄疫の発生、脱脂粉乳の汚染による集団食中毒事件の発生など、家畜衛生や食品衛生上の大きな事件がありました。年の初めに際し、それぞれの分野で点検・確認活動が重要です。

年明けは、大学入試センター試験をはじめ、受験シーズンの本番でもあります。今年の獣医師国家試験は、2月21日(火)及び22日(水)に、北海道・東京・福岡の3会場で実施されます。受験生の皆さ

んは、6年間の勉強の成果を発揮できるよう、健闘を祈ります。受験願書の受付は1月13日(金)までですので注意してください。国家試験の詳細は、農林水産省のホームページ等でご確認下さい(http://www.maff.go.jp/j/council/zyuizi/pdf/63_siken.pdf)。

毎週月曜日発行

家畜衛生週報

編集・発行:農林水産省消費・安全局

畜水産安全管理課、動物衛生課

☎03(3502)8111 内線4581

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。